

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察庁丁保発第155号  
平成21年11月18日  
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察学校長

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の施行について(通達)

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。)が、別添のとおり本日公布され、平成21年12月4日から施行されることとなった。

制定の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 第1 制定の趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第4項(法第9条の14第3項において準用する場合を含む。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第224号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第19条第1項及び第2項並びに第31条第1項及び第2項は、都道府県公安委員会が開催する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに行わせることができることとしているところ、その指定の基準その他の必要な事項を規定することとしたものである。

#### 第2 規則の要点

##### 1 指定の基準等(規則第1条)

令第19条第2項又は第31条第2項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき、一定の基準により行うこととした。

##### 2 指定の手続(規則第2条)

指定を受けようとする法人等は、法人等の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに事務所の名称及び所在地を記載した申請書に一定の書類を添えて国家公安委員会に提出しなければならないこととした。

### 3 名称等の変更（規則第4条）

指定を受けた法人等（以下「指定法人等」という。）は、一定の事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならないこととした。

また、2の書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならないこととした。

### 4 国家公安委員会への報告（規則第5条）

指定法人等は、毎事業年度の事業計画等の一定の書類を国家公安委員会に提出しなければならないこととした。

### 5 解任又は改善の勧告（規則第6条及び第7条）

国家公安委員会は、一定の場合に、指定法人等に対し、当該役員若しくは講師の解任又はその財産の状況等の改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。

### 6 指定の取消し等（規則第8条）

国家公安委員会は、一定の場合に、指定法人等の指定を取り消すことができることとした。

### 7 準備行為及び現に存する指定法人等に関する特例（規則附則第2項及び第3項）

2の提出は、規則の施行前においても行うことができることとした。

また、現に存する指定法人等は、平成22年2月28日までに、2に掲げる事項を記載した書面等を国家公安委員会に提出しなければならないこととした。

### 8 その他

国家公安委員会は、指定等を行った場合に一定の事項を公示することとした。

2の提出等については、申請書等の書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク等を提出することにより行うことができることとした。

## ○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

国家公安委員会委員長 中井 洽

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則

(指定の基準等)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第二十三号。以下「令」という。)第十九条第二項又は第三十一条第二項の規定による指定(第八条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

一 令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に關し、適切な計画が定められていること。

二 講習事務における指導を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者(以下「講師」という。)が置かれていること。

三 講習事務を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。

四 講習事務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習事務が公正になるおそれがないこと。

(指定の申請)

第二条 指定を受けようとする法人等は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

三 講習事務の実施の基本的な計画を記載した書面

四 講師の氏名、住所並びに講習事務に関する資格及び略歴を記載した書面

五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の公示)

第三条 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた法人等(以下「指定法人等」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(名称等の変更)

第四条 指定法人等は、前条の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定法人等は、第二条第二項に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(国家公安委員会への報告等)

第五条 指定法人等は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人等は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

3 国家公安委員会は、指定法人等の講習事務に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該指定法人等に対し、その財産の状況又は事業の運営に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第六条 国家公安委員会は、指定法人等の役員又は講師が講習事務に關し不正な行為をしたときは、当該指定法人等に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

(改善の勧告)

第七条 国家公安委員会は、指定法人等の財産の状況又はその講習事務に係る事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該指定法人等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(指定の取消し等)

第八条 国家公安委員会は、指定法人等が、この規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 申請書 第二条第一項

二 定款又はこれに準ずるもの 第二条第二項

三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面 第二条第二項

- 四 講習事務の実施の基本的な計画を記載した書面 第二条第二項
  - 五 講師の氏名、住所並びに講習事務に関する資格及び略歴を記載した書面 第二条第二項
  - 六 資産の総額及び種類を記載した書面 第二条第二項
  - 七 事業計画及び収支予算 第五条第一項
  - 八 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第五条第二項
  - 2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づき日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）×六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
  - 3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。
    - 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に規定する方式
    - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五に規定する方式
    - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格×〇二〇八附属書一に規定する方式
  - 4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格×〇二〇一及び×〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格×〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。
  - 5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格×六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
    - 一 提出者の名称
    - 二 提出年月日
- 附則
- (施行期日)
- 1 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。
  - 2 第二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても行うことができる。
  - 3 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十四号）第一条の規定による改正前の令第五条の第十二項の規定による指定（附則第五項において単に「指定」という。）を受けた法人等であつてこの規則の施行の際現に存するもの（以下「現に存する指定法人等」という。）は、平成二十二年二月二十八日まで、第二条第一項に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければならない。
  - 4 第九条の規定は、前項の規定による提出について準用する。この場合において、同条第一項中別記様式第一号」とあるのは、「別記様式第二号」と読み替えるものとする。
  - 5 国家公安委員会は、附則第三項の規定による提出があつたときは、当該現に存する指定法人等の名称、住所及び事務所の所在地並びに指定を受けた年月日を公示するものとする。
  - 6 前三項に規定するもののほか、現に存する指定法人等に対するこの規則の適用については、第四条第一項中、前条の規定による公示に係る事項」とあるのは、「附則第五項の規定による公示に係る事項（指定を受けた年月日を除く。）」と、同条第三項中、「第二条第二項に掲げる書類」とあるのは、「附則第三項の規定により提出された第二条第二項に掲げる書類」と、第五条第一項中、「事業年度」とあるのは、「平成二十二年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは、「平成二十二年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

別記様式第1号（第9条関係）

### フレキシブルディスク提出票

銃砲及び空気銃の取扱に関し講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する第2条第1項、第2条第2項、第5条第1項、第5条第2項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

国家公安委員会殿

提出者 住所 年 月 日

名 称

1 フレキシブルディスクに記載された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 フレキシブルディスクに記載された事項欄には、フレキシブルディスクに記載されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不用の文字は、模倣で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### フレキシブルデイスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いいに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則附則第3項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルデイスクを以下のとおり提出します。  
 本票に添付されているフレキシブルデイスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者 住所  
 名 称

1 フレキシブルデイスクに記録された事項

2 フレキシブルデイスクと併せて提出される書類

備考 1 フレキシブルデイスクに記録された事項欄には、フレキシブルデイスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルデイスクを提出するときは、フレキシブルデイスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 フレキシブルデイスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルデイスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。

3 該当事項がない欄は、省略すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。